

平成十四年法律第一号

平成十四年法律第二百一号

(趣旨)

第一条 この法律は、公正取引委員会による各省各府の長等に対する入札談合等閥与行為を排除するため必要な改善措置の要求、入札談合等閥与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等閥与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの方が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

い。 に必要と認める改善措置を講じなければならぬ。
各省各府の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
各省各府の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。
公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各府の長等に対し、意見を述べることができる。

四項（同法第九条第三項において準用する場合を含む。）中「遲滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第二百一号）第二条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。

入札談合等関与行為を行つた職員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十九条の二の八第一項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の

第二条 (定義) この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

四 特定の入札談合等に關し、事業者、事業者 団体その他の者の明示若しくは默示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反へ、入札に參加する者として特定の者

第四条 (職員に対する損害賠償の請求等) 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行つなければならぬ。

責めに任すべき場合については、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る）、第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る）。及び第五項の規定は適用せず、地方自治法第三百四十三条の二の八第三項中「決定する」

二 特別の法律により設立された法人のうち、
一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

（各省各府の長等に対する改善措置の要求等）
第三条 公正取引委員会は、入札談合等の事件に
指揮し、又は他の方法により、入札談
合等を^{扶持}幫助すること。

各省各府の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行つた職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行

とを求める」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
（職員による懲戒事由の調査）

國又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）
この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。
この法律において「入札談合等」とは、国、

(各省各府の長等に対する改善措置の要求等)
第三条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等閥与行為があると認めるときは、各省各府の長等に対し、当該入札談合等閥与行為を排除するため必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講すべきことを求めることができる。
公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等閥与行為があつたと認めるときは、当該入札等閥与行為が他の方法により、入札談合等を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を帮助すること。

各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

各省各庁の長等は、前二項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

各省各庁の長等は、第一項及び第二項の調査の結果を公表しなければならない。

とを求める」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他の競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為をいう。

4 札談合等閥与行為が既になくなつてゐる場合に
おいても、特に必要があると認めるときは、各
省各庁の長等に対し、当該入札談合等閥与行為
が排除されたことを確保するために必要な改善
措置を講ずべきことを求めることができる。
公正取引委員会は、前二項の規定による求め
をする場合には、当該求めの内容及び理由を記
載した書面を交付しなければならない。

各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定
による求めを受けたときは、必要な調査を行
い、当該入札談合等閥与行為があり、又は当該
入札談合等閥与行為があつたことが明らかとな
つたときは、当該調査の結果に基づいて、当該
入札談合等閥与行為を排除し、又は当該入札談
合等閥与行為が排除されたことを確保するため

重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めるなければならない。

六 入札談合等闇号行為を行つた職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第三条第二項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任すべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第一項に規定する公庫の長をいう。）は、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る。）、第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかるわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合には、同法第四条第一項

号、第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。(以下この項において同じ。)を除く。)にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならぬ。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、行政執行法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつた旨を通知すれば足りる。

前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行つた職員

3 について懲戒処分をすることができるか否かに
3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文
又は前項の調査を行うため必要があると認める
ときは、公正取引委員会に対し、資料の提供そ
の他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第
一項本文又は第二項の調査の結果を公表しなけ
ればならない。

(指定職員による調査)

第六条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指
定する職員(以下この条において「指定職員」
といふ)に、第三条第四項、第四条第一項若
しくは第二項又は前条第一項本文若しくは第二
項の規定による調査(以下この条において「調
査」という)を実施させなければならない。

この場合において、各省各庁の長等又は任命権
者は、当該調査を適正に実施するに足りる能
力、経験等を有する職員を指定する等当該調査
の実効を確保するために必要な措置を講じなけ
ればならない。

指定職員は、調査に当たつては、公正かつ中
立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合においては、
当該各省各庁(財政法第二十一条に規定する各
特定法人の職員は、当該調査に協力しなければ
ならない。

(関係行政機関の連携協力)

第七条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行
為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力
しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第八条 職員が、その所属する国等が入札等によ
り行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に
関し、その職務に反し、事業者その他の者に談
合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格そ
の他の入札等に関する秘密を教示すること又は
その他の方法により、当該入札等の公正を害す
べき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又
は二百五十万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

第九条 この法律の運用に当たつては、入札及び
契約に関する事務を適正に実施するための地方
公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなけれ
ばならない。

(事務の委任)

第十条 各省各庁の長は、この法律に規定する事
務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣を
附則

に對して懲戒処分をすることができるか否かに
ついて必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文
又は前項の調査を行うため必要があると認める
ときは、公正取引委員会に対し、資料の提供そ
の他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第
一項本文又は第二項の調査の結果を公表しなけ
ればならない。

(指定職員による調査)

第六条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指
定する職員(以下この条において「指定職員」
といふ)に、第三条第四項、第四条第一項若
しくは第二項又は前条第一項本文若しくは第二
項の規定による調査(以下この条において「調
査」という)を実施させなければならない。

この場合において、各省各庁の長等又は任命権
者は、当該調査を適正に実施するに足りる能
力、経験等を有する職員を指定する等当該調査
の実効を確保するために必要な措置を講じなけ
ればならない。

指定職員は、調査に当たつては、公正かつ中
立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合においては、
当該各省各庁(財政法第二十一条に規定する各
特定法人の職員は、当該調査に協力しなければ
ならない。

(関係行政機関の連携協力)

第七条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行
為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力
しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第八条 職員が、その所属する国等が入札等によ
り行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に
関し、その職務に反し、事業者その他の者に談
合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格そ
の他の入札等に関する秘密を教示すること又は
その他の方法により、当該入札等の公正を害す
べき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又
は二百五十万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

第九条 この法律の運用に当たつては、入札及び
契約に関する事務を適正に実施するための地方
公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなけれ
ばならない。

(事務の委任)

第十条 各省各庁の長は、この法律に規定する事
務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣を
附則

もつてその長に充てることとされているものに
限る。の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超
える範囲内において政令で定める日から施行
する。

(施行期日)

一九号 抄

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一
八号)

(施行期日)

一〇号 抄

(施行期日)

一一〇号 抄

(施行期日)

八号 抄

(施行期日)

八号 抄

(施行期日)

八号 抄

(施行期日)

八号 抄

(施行期日)

七号 抄

条第四項の改正規定(「第八条第一項」を「第
八条」に改める部分に限る)、第七十条の十三
第一項の改正規定(「第八条第一項」を「第八
条」に改める部分に限る)、第七十条の十五に
後段を加える改正規定、同条に一項を加える改
正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十
九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正
規定、第九十一条の二の改正規定(同条第一号
を削る部分に限る)、第九十三条の改正規定並
びに第九十五条の改正規定(同条第一項第三号
中「(第三号を除く)」を削る部分、同条第二
項第三号中「(第九十二条第四号若しくは第五
号(第四号に係る部分に限る)、第九十二条の次
条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び
第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業
協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)
第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の
改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条
の規定は、公布の日から起算して一月を経過し
た日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施
行する。

附 則 (平成二九年六月九日法律第五
四号)

(施行期日)

一九号 抄

(施行期日)

一〇号 抄

(施行期日)

一一〇号 抄

(施行期日)

八号 抄

とされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお從前
の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

(その他の経過措置を含む)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。

附 則 (平成二九年六月九日法律第五
四号)

(施行期日)

一九号 抄

(施行期日)

一〇号 抄

(施行期日)

一一〇号 抄

(施行期日)

八号 抄